

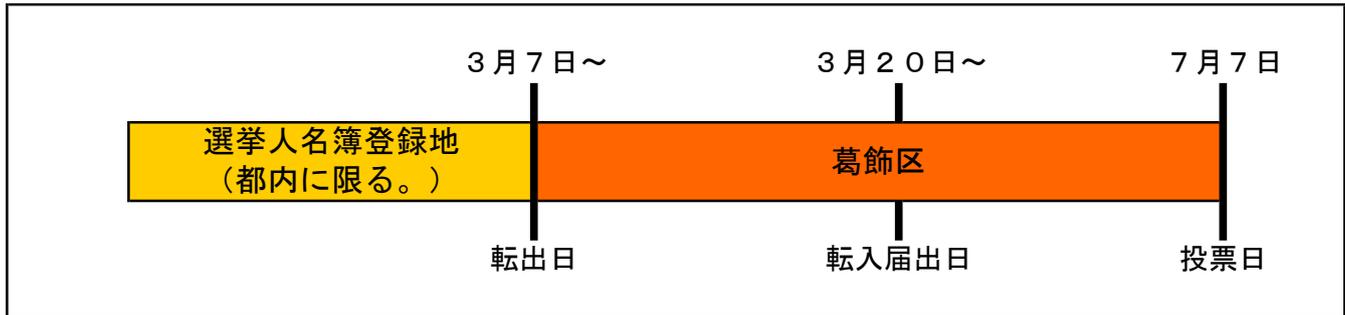
葛飾区に《転入》された方へ

7月7日（日）に東京都知事選挙が執行されます。

今回の選挙で投票（又は、不在者投票の請求）ができる方は、都内の区市町村の選挙人名簿に登録され、投票する日まで引き続き都内に住んでいる方です。ただし、転入届出日や住所の異動状況により投票できる方、投票できない方、投票できる期間、投票場所などが変わってきますのでご注意ください。

● 投票日当日（期日前投票含む。）に都内の名簿登録地で投票できる方

令和6年3月7日以降に都内の名簿登録地を転出し、3月20日以降に葛飾区へ転入届出をした方



令和6年3月7日以降に都内の名簿登録地を転出し、3月20日以降に葛飾区へ転入届出をされ、投票する日まで引き続き都内にお住まいの方は、都内の名簿登録地で投票（又は、不在者投票の請求）をすることができます。

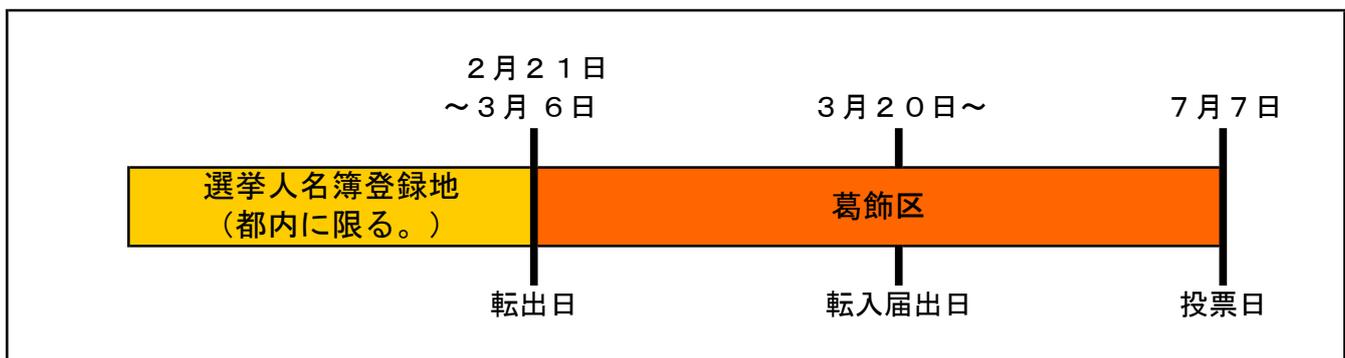
投票をする際に、葛飾区の「住民票の写し（選挙用）」があるとスムーズに投票できます。

「住民票の写し（選挙用）」は葛飾区役所戸籍住民課または区民事務所、区民サービスコーナーで無料発行しています。

※ 投票に行かれる際は、必ず都内名簿登録地の選挙管理委員会へ選挙人名簿に登録されていることを確認してください。

● 期日前投票のみ都内の名簿登録地で投票できる方

令和6年2月21日から3月6日の間に都内の名簿登録地を転出し、3月20日以降に葛飾区へ転入届出をした方



令和6年2月21日から3月6日までに都内の名簿登録地を転出し、3月20日以降に葛飾区へ転入届出をされ、投票する日まで引き続き都内にお住まいの方は、期日前投票のみ都内の名簿登録地で投票をすることができます。

投票をする際に、葛飾区の「住民票の写し（選挙用）」があるとスムーズに投票できます。

「住民票の写し（選挙用）」は葛飾区役所戸籍住民課または区民事務所、区民サービスコーナーで無料発行しています。

※ 転出日によって投票できる期間が変わりますので、投票に行かれる際は、必ず都内名簿登録地の選挙管理委員会へ選挙人名簿に登録されていること及び投票可能期間を確認してください。

お問い合わせは・・・葛飾区選挙管理委員会事務局

03（5654）8493～6